

労働審判・労働委員会の早期再開を求める集会アピール

4月7日、東京都を含む7都府県に緊急事態宣言が発出され、4月16日には、全国に対象区域が拡大された。それに伴って、裁判所における訴訟や労働審判の期日も労働委員会の期日も、指定されていたものは取り消され、新たに申し立てた事件については期日指定がなされない取扱いとなった。

憲法32条は裁判を受ける権利を市民に保障している。この裁判を受ける権利は、迅速かつ適切な裁判を受ける権利として保障されているはずである。したがって、裁判所は、労働者が裁判を求めた場合には、迅速に手続きを進め、適切な裁判をすべき立場にある。

特に労働審判は、「紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図ることを目的」とした制度であり、原則として3回以内の期日で審理を終結することとされている。そのため、第1回期日において、争点及び証拠の整理を行い、証拠調べも実施するものとされている。このように迅速な解決を実現する労働審判制度が設けられた趣旨は、労働者に対する権利侵害は、労働者の生活を脅かすものであり、迅速な救済が求められるからである。本集会においても、労働審判の期日が取り消されて指定されないことから、解雇・雇止めをめぐる紛争が解決しないことにより生活の糧が得られないなど、労働者の生活が根幹から脅かされていることが明らかとなった。賃金仮払いを求める仮処分の手続きも進まず、同様の弊害が起きている。

また労働委員会における不当労働行為救済命令制度も、不当労働行為から労働組合を救済するための重要な制度である。不当労働行為により団結権や団体交渉権などが侵害されている場合、救済命令が出されるまでは、侵害されている状態が継続することとなる。労働委員会は、審理計画を策定し、可及的速やかに救済命令を発令することとしている。調査や審問の期日が取り消され、指定されないことにより、救済命令が発令される時期が遅くなり、労働組合の権利が侵害されている状態がより長く続くこととなる。本集会においても、手続きが中断している間に、さらなる使用者の不当労働行為にさらされているとの悲痛な訴えもなされた。

確かに、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図ることは重要である。しかし、それと同様に、労働者が不当な権利侵害から救済され、労働組合が不当労働行為から救済されることもまた重要である。感染拡大防止の名の下に、労働者や労働組合の権利救済が放置されることがあってはならない。

新型コロナウイルスの感染拡大による日本経済全体の停滞により、今後、解雇・雇止めなどの労働紛争が増大することが予想される。

法廷や大会議室など広い空間を利用する、アクリル板などの遮蔽板を設置して飛沫が飛ばないようにする、マスクを着用する、テレビ会議システムを利用するなどの工夫をすることにより感染防止対策を最大限尽くしながらも、権利救済のための手続きを速やかに再開すべきである。海外でも、工夫をしながら審理を進めている。

労働審判、仮処分手続き、労働委員会の早期再開を求める。

2020年5月21日

集会参加者一同